

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年11月2日（平成29年（行情）諮問第431号）

答申日：平成30年7月19日（平成30年度（行情）答申第186号）

事件名：欠員状況等報告書（平成21年次ないし平成23年次）（名古屋矯正管区刑事施設の分に係るもの）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月21日付け名管総発第179号により名古屋矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、「現在員」、「欠員」の実数部分について開示せよ。

2 審査請求の理由

不開示理由と範囲につき、氏名・官職・異動の具体的内容とする部分は個人情報とすることは理解できるものの、現在員、欠員の実数の不開示については施設全体の数字が開示されたところで、処分庁が言うような、警備体制・夜勤体制などが推測されることにはならず、法5条4号にも同条6号にも該当しない。

また、請求した年次は、今から5年以上前のものであり、その間に刑事施設の統廃合が行われたりしていることを考慮すれば、現在の体制・人員を推測する材料にもならず、保存期間を経過する文書に該当するのであるから、できる限り開示されることが法1条の目的に沿うものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が、処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求を行い、処分庁が、平成29年7月21日付け行政文書開示決定通知書をもって開示決定を行った（原処分）行政文書のうち、「欠員状況等報告書」（平成21年次、同22年次及び同23年次）（ただし、特定矯正管区刑事施設の分にかかるもの）（特定矯正管区保有）（本件対象文書）について、その一部を不開示としたことに対するものであり、審査請求人は、不開示とされた部分のうち、「現在員」及び「欠員」につい

ては、施設全体の数字を開示したとしても、処分庁が不開示理由として示したように警備体制・夜勤体制などが推測されることにはならず、また、本件対象文書は5年以上前のものであり、現在の体制・人員を推測する材料とはなり得ないこと等を主張し、当該不開示部分の開示を求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、特定矯正管区管内刑事施設の定員、現在員及び欠員等を四半期ごとに取りまとめて、法務省矯正局に報告したものであり、原処分においては、公安職の俸給表の適用を受ける職員に係る現在員及び欠員の実数等が不開示とされている（以下「本件不開示部分」という。）。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

刑事施設の責務の一つとして、刑事施設内にその身柄を確実に収容して拘禁状態を確保することが挙げられるが、刑事施設がその責務を果たすためには、保安・警備に万全を尽くし、自殺、逃走、外部から行われる身柄奪取、逃走の援助、外部からの侵入、施設に対する攻撃等による施設機能の妨害・破壊等といった異常事態を未然に防止する必要がある。刑事施設において公安職俸給表の適用を受ける職員の大半は、日常的に被収容者に対し、これら保安・警備業務に従事する処遇部門の職員であり、また、その他の部課に所属する職員であっても、具体的勤務内容や勤務配置の都合上、被収容者に対しして保安・警備を含む業務を行うことも少なくない。

このような実情下において、本件不開示部分を開示した場合、各刑事施設内における平成21年次ないし平成23年次当時の警備・保安体制の規模、欠員状況の推移、欠員補充の傾向等が判明し、これに続いて、本件対象文書以外の年次・年度における同様の行政文書についても開示請求を行うことで、さらに同傾向等を詳細に把握することが可能となる。そうすると、自殺、逃走、外部から行われる身柄奪取、逃走の援助、外部からの侵入、施設に対する攻撃等による施設機能の妨害・破壊等を企図する者にとっては、知り得た同傾向等を念頭に置くことで、より入念な計画を立てることが可能となり、その結果、自殺、逃走、外部から行われる身柄奪取、逃走の援助、外部からの侵入、施設に対する攻撃等による施設機能の妨害・破壊その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に該当するものと認められるほか、これら異常事態の発生を防止するため、施設の警備体制等の再検討や変更を余儀なくされるなど、被収容者の収容を確保するという刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、同条6号柱書きにも該当するものと認められる。

また、本件不開示部分は、本件対象文書以外の年次・年度における同様

の行政文書を継続して開示請求することにより、特定矯正管区管内刑事施設がどのように人事異動を行っているか、どのように欠員の補充を行っているかといった人事異動の実施状況が推測できる情報であるところ、当該情報を公にすることにより、当該情報を知った者から人事異動や欠員補充について不当な働き掛けがなされ、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号二にも該当する。

- 4 以上のとおり、本件不開示部分は、法5条4号、6号柱書き及び二に該当することから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 平成30年5月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4を特定した上で、①文書1及び文書2の特定刑事施設における欠員者又は欠員補充者の氏名及び官職等並びに欠員発生又は欠員補充に係る異動等の日付及び異動等の具体的内容の記載されている部分が法5条1号に、②文書1ないし文書3の刑事施設に勤務する職員の現在員及び欠員等の記載されている部分が同条4号及び6号（諮問庁において同条4号並びに6号柱書き及び二に訂正）に、③文書4の名古屋矯正管区で勤務する職員の印影が記載された部分が同条4号及び6号に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、「「現在員」、「欠員」の実数部分について開示せよ」と主張していることから、上記の不開示部分のうち、文書1ないし文書3（本件対象文書）の刑事施設に勤務する職員の現在員及び欠員等の記載されている部分（本件不開示部分）の開示を求めるものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分には、名古屋矯正管区の公安職俸給表の適用を受ける職員に係る現在員及び欠員の実数等が記載されていると認められるとこ

る、諮問庁は、刑事施設において公安職俸給表の適用を受ける職員の大半は、日常的に被収容者と対じし、これら保安・警備業務に従事する処遇部門の職員であり、また、その他の部課に所属する職員であっても、具体的勤務内容や勤務配置の都合上、被収容者と対じして保安・警備を含む業務を行うことも少なくない旨説明しており、この説明を覆すに足りる事情はない。

(2) そして、上記(1)の本件不開示部分の記載内容や当該職員の業務内容等に照らせば、本件不開示部分を公にした場合、各刑事施設内における平成21年次ないし平成23年次当時の警備・保安体制の規模、欠員状況の推移、欠員補充の傾向等が判明し、これに続いて、本件対象文書以外の年次・年度における同様の行政文書についても開示請求を行うことで、さらに同傾向等を詳細に把握することが可能となることから、自殺、逃走、外部から行われる身柄奪取、逃走の援助、外部からの侵入、施設に対する攻撃等による施設機能の妨害・破壊等を企図する者にとっては、知り得た同傾向等を念頭に置くことで、より入念な計画を立てることが可能となり、その結果、自殺、逃走、外部から行われる身柄奪取、逃走の援助、外部からの侵入、施設に対する攻撃等による施設機能の妨害・破壊その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

(3) したがって、本件不開示部分については、これを公にすると、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、同条6号柱書き及び二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条4号並びに6号柱書き及び二に該当することから不開示とすべきとしている部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号柱書き及び二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙

1 本件開示請求において開示が求められた文書

- (1) 欠員状況等報告書（平成21年次）
- (2) 欠員状況等報告書（平成22年次）
- (3) 欠員状況等報告書（平成23年次）
- (4) 管内矯正施設収容現員（平成23年次）

2 処分庁が特定した文書

- 文書1 欠員状況等報告書（平成21年次）（ただし，名古屋矯正管区刑事施設の分にかかるもの）（名古屋矯正管区保有）（本件対象文書）
- 文書2 欠員状況等報告書（平成22年次）（ただし，名古屋矯正管区刑事施設の分にかかるもの）（名古屋矯正管区保有）（本件対象文書）
- 文書3 欠員状況等報告書（平成23年次）（ただし，名古屋矯正管区刑事施設の分にかかるもの）（名古屋矯正管区保有）（本件対象文書）
- 文書4 管内矯正施設収容現員（平成23年次）（ただし，名古屋矯正管区刑事施設の分にかかるもの）（名古屋矯正管区保有）